

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年10月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

新山科系低区新伏見幹線配水管埋設位置調査業務委託

(2) 委託業務概要

ア 測量業務

- | | |
|-------------|---------------|
| (ア) 基準点測量 | 12点 |
| (イ) 平板測量 | 0.006キロ平方メートル |
| (ウ) 中心線測量 | 0.42キロメートル |
| (エ) 線形決定 | 0.26キロメートル |
| (オ) 縦断測量 | 0.26キロメートル |
| (カ) 用地境界杭設置 | 20本 |

イ 探査業務

- | | | |
|------------|---------|------------|
| (ア) 探査・探視工 | 3本 | L=19.2メートル |
| | 6本 | L=19.2メートル |
| (イ) 仮設路設置 | 100メートル | |

(3) 履行期間

契約の日から平成23年3月11日まで

(4) 履行場所

京都市山科区勸修寺小松原町地先

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 平成22年度の京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に「建設コンサルタント」の種目で登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち、「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けていること。
- (3) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「上水道及び工業用水道」の技術士資格者又は「上水道及び工業用水道部門」のシビルコンサルティングマネージャの資格を有する者を主任技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、主任技術者と照査技術者は同一の者であってはなりません。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

- (4) 平成7年度以降に国内において、探査管を用いた噴流水穿孔及びスコープによる地下埋設管路の位置確認調査を元請として履行した実績があること。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合

は、そのうちの二者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年10月22日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行います。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに限ります。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信します。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(2)、2(3)及び2(4)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成22年10月22日(金)までの午前9時から午後5時

まで

(4) 参加資格の確認の通知及び委託設計図書の貸与について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成22年10月27日（水）に、確認結果を電子メールで送信しますので、京都市電子入札システムにより確認してください。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を上記3(1)の場所で貸与しますので、資格確認通知後、速やかに交付を受けること。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成22年10月29日（金）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成22年11月2日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成22年11月5日（金）、8日（月）及び9日（火）の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成22年11月10日（水）午前9時から開札し、落札者を決定します。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上記3(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表します。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

8 その他

(1) この調達には、政府調達に関する協定の適用を受けものではありません。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)